

第5章

国民の理解の増進と 配慮・協力の 確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）	100
-----------------------	-----

国民の理解の増進と 配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号232】

文部科学省においては、平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で、それぞれ「特別の教科 道徳」が全面実施されたことを踏まえ、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図っている。また、警察庁が公開している犯罪被害者等に関する啓発教材について、文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322248.htm) において紹介している。さらに、生命及び自然を尊重する精神等を養うことを念頭に、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中・高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動の取組を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

【施策番号233】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定、23年4月一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者が参加する人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教職員支援機構において人権教育指導者養成研修を実施している。

社会教育については、専門職員である社会

教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした様々な研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び能力の向上を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

【施策番号234】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して各教育委員会・学校等に配布し、警察との連携の下、当該資料を活用して非行防止教室を実施するなど犯罪被害者等に関する学習の充実を図っている。

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号235】

文部科学省においては、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施をはじめ、子供への暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

【施策番号236】

文部科学省においては、命の大切さを実感させる意義等を記述している「家庭教育手帳」を含め様々な家庭教育に関する情報を文部科学省のウェブサイト「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」(<https://katei.mext.go.jp/index.html>) を通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進している。

(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施**【施策番号237】**

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識のかん養に努めており、平成30年度は1,189回実施した。また、あらゆる機会において、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施したり、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行ったりし、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運を醸成するなど、犯罪被害者支援の充実を

命の大切さを学ぶ教室

図っている（P101トピックス「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」参照）。

**「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール**

警察では、平成20年度から、中学生及び高校生を対象として、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、23年度から、教室の受講生を対象とした作文コンクールを開催してきたところ、令和元年度からは、教室の受講生に限らず、全国の中学生及び高校生を対象に、命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」を開催している。

令和元年度においては、全国から中学生の作品4万2,581点及び高校生の作品3万1,395点の応募があり、2年3月、この中から、特に優秀な作品が国家公安委員会委員長賞、文部科学大臣賞、警察庁長官賞及び審査委員奨励賞として選出された（警察庁ウェブサイト「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/sakubun/pdf/R1sakubun.pdf>参照）。

これらの称揚を契機として、中学生や高校生の犯罪被害者等への理解と共感が深まるとともに、命を大切にす意識や規範意識の醸成が一層進むことが期待される。



〈〈優秀作品（国家公安委員会委員長賞）の紹介〉〉

[中学生の部]

○ 熊本市立力合中学校 上藺祐己さんの作品

【「生きる」ということ】

「あなたたちは、ここにいるだけで価値がある。生きることをあきらめないで」

この言葉は、先日学校で行われた「命の大切さを学ぶ教室」で、講師の中谷さんが言われた言葉です。中谷さんは、13年前、高専に通っていた娘の歩さんを、同級生に殺害された犯罪被害者の家族の方です。警察署で亡くなった事実を聞かされた帰り道、あまりの絶望感で何をどうしてよいのか分からなかったそうです。そんな辛い思いをされているにも関わらず、その経験を全国で伝え続けられている中谷さんはとても心が強い方だと思います。これまで周りのたくさんの人に支えられ、悩みながらもこの活動をされていると考えると本当に胸が痛くなりました。

僕は、いじめに遭って死を考えた経験があります。小学校3年生のとき、毎日が憂鬱で、学校に行くのがとてもつらかったです。家でも弟とうまくいかずに、毎日を生きるのが大変で、本当にきつく、つらく、何をすればいいのかすら何も分からなくなってしまいました。母にそんな思いを打ち明けたのは、お風呂の中でした。母はシャワーを止め、湯船につかっていた僕の肩をつかみ、泣きながら話をしてくれました。

「生きててくれてありがとう。生まれてきてくれてありがとう」

母が言ってくれた言葉です。僕はこの言葉に泣いてしまったことを覚えています。胸の痛みが消え、救われたような思いがしたからです。中谷さんの言葉は6年前の母の言葉を思い出させ、胸に突き刺さり、気が付いたら涙が出ていました。なぜかは僕にも分かりません。中谷さんの思い、母の思いを考えると言葉にできないほどの感情が僕の胸に押し寄せてきました。

母に打ち明けた後、担任の先生、いじめの相手と何度も話し合い、仲直りをし、友達となって初めて家に遊びに行った日の思いは今でも忘れません。生きていてよかったと心から思いました。

今、僕は「生きる」ということは、未来を信じ続けることだと考えています。誰でも一度や二度は「自分なんて存在していて何になるんだ。自分が生きている意味なんてあるのだろうか」そんなことを考えたことがあると思います。それでも、自分を信じて奮い立たせ、何より生きることを諦めないことが大切だと思います。中谷さんの講話を聞いて母の言葉を思い出し、改めてそう考えました。これからも、何があってもくじけずに、自分を信じて頑張っていきたいと思います。

[高校生の部]

○ 千葉県立千葉女子高等学校 宮澤結友さんの作品

【目に見えない命】

「できることなら、妻を殺した犯人を自分の手で殺したいと思いました。」涙を流しながら苦しそうに発した男性の言葉に私はこらえていた涙をこぼしてしまいそうになりました。

私は、夏休み前の総合学習で、「命について考える授業」を受けました。その授業ではひたたくりによって最愛の奥様を亡くされた男性が事件当日のことや、裁判の様子を細かく私たち生徒に教えてくださいました。男性は本当に奥様を愛していて、失った悲しみ、つらさ、犯人を憎む気持ちは、何年経っても消えず、被害者遺族が負った心の傷は一生癒えることはないのだと男性の話を聞いて実感しました。

私は、男性の話を聞いて、「命とはなんだろう?」と思い始めました。命は目に見えません。しかし、私たちが今生きていて、いつかわからないけれど死ぬ、という決まりが命は存在するものだと教えてくれます。しかし、私たちは、命があり、生きていることが当たり前だと、過剰に信じ

過ぎていてのではないかと思いました。人は必ず死にます。だけどいつ死ぬのか、どうやって死ぬのかは誰にも分かりません。しかし命は突然、一瞬でなくなってしまうことがあります。残るのは死体だけで、命は見えません。もしそんなことが自分の身の回りに起きたら、残された人間はどうなるのでしょうか。大切な人との思い出だけが頭を巡り、これから作るはずだった未来の思い出はなくなってしまう。つらい日々を憎む毎日はとても悲しいです。自分も大切な家族も友達も生きているのは、当たり前ではないのだと私はこの授業を通じて学ぶことができました。

私はそれから、命を大切に生きて努力をしようと思いました。一日、一日を大切に、その日にしかできないことを一生懸命行うことを心がけました。そして、相手を大切にしようという気持ちが強くなりました。男性の話で、ひたたくりをした犯人は、「パチンコをする金が欲しかったから犯罪をした。」と言っていたそうです。自分の欲求を満たしたいがために、見ず知らずの他人を傷つけ、命までも奪う行為は許せないと思います。しかし、命は奪わなくとも、人の心や体を傷つけてしまうことは、私たちも行ってしまうと思います。その行為は命を削っていると考え、言動に気を遣おうと思いました。相手の気持ちを少しでもいいから考える心の余裕を持つことが大切だと感じました。

私の大好きな本の一つである「星の王子さま」には、こんな言葉があります。「とても簡単なことだ。ものごとはね、心で見なくてはよく見えない。いちばんたいせつなことは目に見えない。」命の大切さについて考えているとき、私はこの言葉が思い浮かびました。目には見えないけれど絆や愛や時間が命そのものを表しているのだと思います。それらがあることを確かめることはできませんが、私たちがそれらによって生きていることは確かです。

今を生きられることに感謝し、見えないものと向き合うことで、自分も相手も好きになり、大切にしようと思う心が増えれば、犯罪は減ると思います。命の大切さは表せるものではありません。しかし、少し意識するだけで大切さに気付くことができます。生きていることは当たり前ではありません。それなら私たちはどう生きていけばいいのか、考えることが大切だから。

⑦ 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号238】

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値（個人の尊重、自由、平等）を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進しており、以下をはじめ様々な取組を行っている。

法教育の普及・啓発に向けた取組としては、学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小中学校、

高等学校、教育委員会等に配布しているほか、これらの教材の利用促進を図るため、教材を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイト上で公開している。

さらに、法教育の担い手である教員が法教育の具体的な実践方法を習得することを通じて法教育の推進を図るため、教員向け法教育セミナーを実施している。

このほか、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

【施策番号239】

P104トピックス「犯罪被害者週間」参照

トピックス

犯罪被害者週間

第3次基本計画においては、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」を重点課題の一つとして掲げ、「様々な機会を通じて、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等についての国民の理解や共感を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組」を行うこととされている。

このため、警察庁では、関係省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、当該週間に合わせて、啓発事業を集中的に実施することとしている。

令和元年度においては、東京都における中央イベント（11月29日）を開催するとともに、地方公共団体等と共に、富山県（11月21日）及び栃木県（11月28日）における地方大会を開催した。

【中央イベント】

中央イベントでは、犯罪被害者等に関する標語（P114施策番号241参照）の表彰式、基調講演、パネルディスカッション等を行った。

表彰式では、犯罪被害者等に関する標語の最優秀賞を受賞した伊藤志保さんに対して、表彰が行われた。

基調講演では、犯罪被害者御遺族の本郷紀宏氏から、「附属池田小児童殺傷事件からの教訓～子どもの安全を守るために～」をテーマに、凄惨な事件の状況や御遺族の心情、事件を防げなかった当時の学校の体制や、そこから得られた教訓として、学校現場における危機管理マニュアル作成の重要性及び地域住民の協力、学校と地域の連携の必要性等について講演が行われた。

パネルディスカッションでは、「地域における犯罪被害者等支援～自治体と関係機関・団体との連携によるきめ細やかな支援の実現を目指して～」をテーマに、コーディネーターとして大岡由佳氏（武庫川女子大学准教授）、パネリストとして青木聡子氏（犯罪被害者御遺族、NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす代表）、北條正崇氏（弁護士、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会委員、公益社団法人なら犯罪被害者支援センター理事）、鶴田信子氏（公益社団法人被害者支援都民センター犯罪被害相談員心理相談担当責任者）及び木本克己氏（横浜市市民局人権課専任職（社会福祉業務担当）、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士）を迎え、被害者の被害回復及びその生活の再建に向けた支援の在り方、自治体や関係機関、団体に求められている役割、連携の在り方等について議論が行われた。



標語の受賞者と北島信一国家公安委員会委員



「犯罪被害者週間」ポスター

【富山大会】

富山大会は、警察庁、富山県、富山県警察及び公益社団法人とやま被害者支援センターが共催した。

基調講演では、「少年犯罪で息子を奪われた母の想い」をテーマに、犯罪被害者御遺族の武るり子氏（少年犯罪被害当事者の会代表）から、息子を犯罪で亡くした悲しみやその後の自身が置かれた状況、学生等と共に続けている集会をはじめとした「少年犯罪被害当事者の会」代表としての活動等について講演が行われた。

パネルディスカッションでは、「私たちにできる犯罪被害者支援」をテーマに、コーディネーターとして西尾憲子氏（高岡法科大学法学部法学科准教授）、パネリストとして大岡由佳氏（武庫川女子大学准教授）、木村なぎ氏（性暴力被害ワンストップ支援センターとやまセンター長）、武るり子氏（基調講演者）及び在田吉宏氏（公益社団法人富山青年会議所2019年度理事長）を迎え、一般市民にもできる犯罪被害者等への支援、個人が主体となることができる活動等について議論が行われた。

展示コーナーでは、関係機関・団体等によるパネル、ポスター、リーフレット等の展示・配布が行われた。



パネルディスカッションの様子



会場におけるパネル展示等の様子

【栃木大会】

栃木大会は、警察庁、栃木県、栃木県警察及び公益社団法人被害者支援センターとちぎが共催した。

基調講演では、「地域における被害者支援の充実を目指して」をテーマに、安田貴彦氏（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク顧問、京都大学総合生存学館特任教授、元警察大学校長）から、犯罪被害者支援の発展や自治体における犯罪被害者支援条例の制定の重要性等について講演が行われた。

パネルディスカッションでは、「被害者支援の気運を盛り上げるために」をテーマに、コーディネーターとして辻恵介氏（武蔵野大学教授）、パネリストとして嶮口知宏氏（和歌山県県民生活課生活安全班長）、安田貴彦氏（基調講演者）、工藤光広氏（栃木県警察本部県民広報相談課犯罪被害者支援室長）及び和氣みち子氏（公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長）を迎え、犯罪被害



安田貴彦氏の基調講演



パネルディスカッションの様子

者の思い、地方自治体における犯罪被害者支援条例の必要性等について議論が行われた。

また、寄附金や寄附金付の自動販売機設置者に対する感謝状贈呈等の表彰式が開催された。

さらに、展示コーナーでは、関係機関・団体等によるパネル、ポスター、リーフレット等の展示・配布が行われた。



犯罪被害者週間・中央イベントにおける本郷紀宏氏基調講演～子どもの安全を守る～悲劇を繰り返さないために～

皆さん、こんにちは。大阪府池田市から参りました本郷紀宏と申します。皆様におかれましては、平素より被害者支援活動に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今日は、この令和元年度犯罪被害者週間中央イベントの場でお話をさせていただき機会をいただき、嬉しく思います。世間では毎日のように事件が発生し、いつの間にか記憶から遠のいていきます。そこには、苦しみを抱えたまま必死に生き続けている人がいます。被害者の思いに耳を傾け、被害者の求める支援につなげていくことが大切になってきます。私たちもたくさんの温かい支援をいただき、壊れた心に寄り添っていただきました。感謝の思いは今も胸から離れません。

皆さんは「被害者支援」と聞かれて、どのような支援を思い浮かべるでしょうか。精神的支援、電話相談や面接相談、裁判所、検察庁、病院等への付き添い、被害者自助グループへの支援、被害者支援の広報啓発活動、マスコミ対応等々、思いつくだけでも支援活動は多岐にわたります。支援の大切さは言うまでもありません。

被害者支援には被害者の方々への様々な向き合い方、寄り添い方があります。大切なのは目の前にいる方の思いに寄り添うこと、願い・祈りに耳を傾けること。私にとって何より支援となるのは、自分の命よりも大切な、大事な娘の命を奪い去った事件の背景、真相、真実、原因に目を向けていただき、娘や私たちが経験したような悲劇を二度と起こさせない、安全な社会づくりにつなげていただくことです。事件について社会から無関心でいられること、何も変わらないこと、仕方がなかった、運が悪かった、そんなことも起こることがあるよと、ただ、時が過ぎ去っていくのがつらいのです。二度と同様な被害を起こさせない社会の創造、それこそが娘の生きた証ともなるのです。今日は亡くなった娘の願い、私の願いを込め、「附属池田小児童殺傷事件からの教訓、子どもの安全を守るために」をテーマにお話をさせていただきます。

私の家族は、18年前、未曾有の犯罪事件「附属池田小児童殺傷事件」に遭いました。池田小事件の概要を簡単に説明します。2001年、平成13年6月8日、2時間目の授業が終わりに近づいた午前10時過ぎに起きた5分間ほどの出来事でした。閑静な住宅街の中にある大阪教育大学附属池田小学校に包丁を持った男が侵入。男は持っていた包丁を振り回しながら、校舎1階にある教室に乱入し、2年生、1年生の児童を次々と切り付けました。

結果、8名の児童の尊い命が奪われ、13名の児童と2名の教員が重軽傷を負うという悲劇が起きました。逮捕された男は殺人等の罪で起訴されましたが、裁判では遺族の感情を逆撫でするような暴言を繰り返すに終始し、最後まで反省や謝罪の言葉はありませんでした。そして、その後、死刑判決が確定し、2004年に刑が執行されました。

犯罪史上、類を見ないこの痛ましい事件は社会全体に衝撃を与えると共に、学校の安全神話を一挙に崩壊させました。そのような事件の中、私の家族は当時7歳、小学2年生だった最愛の娘、優希を永遠に失いました。自らの生きる意味も希望も見失いましたが、周りの皆さんの温かい支援に

も恵まれ、今も悲しみ、苦しみを抱えたままですが、社会生活を取り戻すことができるようになりました。

私は安全に関する専門家ではありません。一市民であり、一保護者、普通の親に過ぎませんが、悲しい経験から学んだこと、感じたことをお話しし、悲劇を繰り返さないために、危険な事件から子供たちを守るために、今、何をしなければならぬのかを皆さんと一緒に考える時間を持ちたいと思います。

娘のことを少し話させていただきます。平成6年3月1日、娘は幸せになるために生まれました。本当なら今25歳です。娘の名前は、優しく、未来に希望を持ち、明るく健やかに生きていけることを願い、優しいの“優”と、希望の“希”で、優希（ゆき）と名付けました。

優希は困っている人を見ると、誰に言われなくてもさっと助けに飛び出していたり、家族の誕生日には、一生懸命、誕生日ケーキを作ってくれたり、時には、眠った私に、そっと起こさないようにタオルケットを掛けてくれたり、とても心優しい娘に成長していました。いつも明るく笑顔いっぱい、休日には一緒によく近くの公園へ遊びに行き、ボール遊びやバドミントン、一輪車に夢中になってはしゃいでいました。得意なことはピアノと新体操。

学校が大好きで、附属池田小に実習に来ていたお兄さん、お姉さんの教育実習生に、附属池田小では“教生の先生”と呼んでいたのですが、その実習生に憧れ、お別れ会では、何日も前から送る歌と踊りを練習し、当日は別れの寂しさに号泣していました。そのときの感動を受け、将来は先生になることを夢見ていました。そんな娘でした。

私は、「我が子はいつでもどんなことが起きても守ってやれる。何か起きたときは、必ずそばについてあげられる」、そう信じていました。「私と娘はつながっていて、何かが起こる前には必ず気づき、決して娘を傷つけさせはしない」、そんな根拠のない自信さえ持っていました。娘の安全に何の疑い・不安もない、危機意識のない、安心しきった日々を過ごしていました。娘が永遠に私の前からいなくなってしまうことなど、絶対にあり得ないことでした。

テレビで幼い子供が山の中で迷子になり、数日後に無事救助されたといった報道に接したときに、娘に言って聞かせたことがあります。「何があっても絶対に諦めてはいけないよ。何かあったときは、必ずそばにいてあげる。諦めさえしなければ、必ずパパが助けてあげるから大丈夫。だから何があっても絶対に諦めないこと」あの言葉は何だったのか。私は自分の無力さに怒りを覚えると共に、優希を救ってやれなかった罪の意識を持ち続けています。それは、これからも変わることはありません。

今から18年前、2001年（平成13年）6月8日金曜日。本当にいつもと変わらない朝でした。優希は毎日楽しみにしているテレビの占いで、自分のうお座の運勢が一番だったと大喜びしながら、元気いっぱい「行ってきまーす」と声を響かせ、学校へ飛び出していきました。

私はいつものように家の窓を開けて、「気を付けて。給食、残さず食べてね」と声を掛け、優希がマンションのエレベーターに乗り込み、エレベーター内から何度も繰り返す「バイバーイ」という声が聞こえなくなるまで見送り続けました。そして私も仕事へと家を出ました。ずっとずっと、いつまでも続いていくものと思いついていた当たり前の幸せが、数時間後に突然消え失せてしまうことなど、全く頭に思い浮かぶことはありませんでした。

午前10時10分過ぎに事件が起こりました。娘の優希は、授業が早く終わり、少し早い休み時間になった教室で、他の4人のお友達と折り紙等をして遊んでいました。そこへ、犯人の元死刑囚が教室に侵入し、惨劇が始まりました。

何度も振り下ろされた凶器による傷は、娘の小さな体を貫通していました。警察からは当初、「お嬢さんは即死でした」という報告を受けていました。そのときは「苦しまなかったのがせめてもの救いかもしれない」と、無理やり自分自身を納得させていたのですが、現場検証の後で知らされた現実には耐え難く、つらい、苦しいものでした。

優希は、教室でお友達が次々に襲われる中で、黒板の隅に追い詰められ、致命傷を負いながら懸命に廊下に逃れ、校舎の出口に向かって必死に逃げる途中で力尽き、倒れたということでした。妻の歩幅で68歩。距離にして39メートル。教室から廊下には、よろめき、蛇行しながら壁やロッカーにぶつかり、途中、倒れて起き上がり、最後まで諦めなかった娘の血の跡が続いていました。警察の担当医の方が、「信じられない。あれだけの傷を負いながら、どうしてここまでたどり着けたのか」と驚かれた距離を優希は必死の思いで歩き続けていました。

警察への通報を急いだとされる先生は、血だまりに倒れ、苦しみの声を上げていた娘に気づき、自分のクラスの子ではないと分かったそうですが、救助することなく、娘のすぐ横を走り抜け、わずか数メートル先の事務室に駆け込み、ドアを閉めました。中には職員が数名いましたが、娘がびん死の状態で倒れていることを誰にも伝えなかったため、優希はその場に1人、放置状態となり、犯人が確保された後、ようやく駆け付けた他の先生に救護され、手を握っていただく中、息を引き取ることとなりました。

安全であるはずの学校で殺人者に襲われ、抵抗することもできず、何度も凶器を振りかざされたときの恐怖、絶望、痛み。生きよう、生きようと助けを求め、懸命に頑張りながら意識が薄れていく中で、娘の脳裏にどんな思いが浮かんだのか。助けに来る私の姿をどんなに思い浮かべただろうか。「パパ、ママ、助けて」。何度心の中で叫んだらうか。優希に何という思いをさせてしまったのか・・・。

私は、事件の前兆に気付いてやれませんでした。娘のクラスメイトの保護者からの電話で、娘の通う附属池田小学校で包丁を持った男が乱入して生徒を襲っているということを手機で聞き、半信半疑ながら、仕事で比較的学校の近くを車で走っていた私は、事件発生から早い段階で学校に駆け付けることができました。

現場は騒然とし、上空には爆音を轟かせ、数機の報道ヘリコプターが旋回し、グラウンドに逃げてくる子供たちの姿、表情から大変なことが起こっていることはすぐに分かりました。妻は既に学校に到着しており、「優希の姿が見付からない」と半狂乱の中、事件を知り、駆け付けた他の保護者に支えられ、グラウンドの隅にへたり込んでいました。私は「大丈夫。優希を必ず捜してくるから」と妻を残し、その場を離れました。

現場は目を背けたくくなるような様相でした。所々にできた大きな血だまり。体が真っ白になり、人工呼吸や心臓マッサージを受けている子供。飛び交う怒号。サイレンの音。負傷者を運んだであろう、血のべっとりと付いた長机。散乱する、血に染まったガーゼやタオル。恐怖で人形のように凍り付いた眼で、膝を抱え込んでいる子供たち。

「優希は！本郷優希は！」目に付いた先生方、救急隊員、警察官、子供たちに、優希を見なかったか、尋ね回りました。ただ、ただ無事でいてほしいと祈りながら、娘の姿を捜しました。

その後、校庭に避難し、集まっていたクラスメイトの1人から、優希が被害に遭った、刺されたことを知らされ、がく然としました。「そんな・・・違う！何かの間違いであってくれ！」すぐに優希のもとへと気が焦りましたが、現場の混乱のため、娘の居場所は誰も把握していませんでした。

「自分で捜し出すしかない！早くそばに行ってやらなければ！」そう思い、搬送されたであろう病院に向かい、学校を飛び出しました。優希を学校に残したまま。

病院への搬送は、助かる見込みのある子供たちが優先であり、既に息絶えていた優希は「助からなかった子」として、誰にもついてもらうことなく、学校内に停められた、動き出すことのない救急車の中で横たえられていました。そのようなことを知るよしもない私は、携帯電話で両親、友人、地元の青年会議所メンバーにも協力を頼みながら、近くの病院に車を飛ばしたのですが、娘は収容されていないとのことで、私はすぐに別の救命救急病院に車を走らせました。

その途中、母から私の携帯電話に連絡が入りました。母は近くの池田市立池田病院に向かい、負傷者が搬送されてくるたびに、「本郷はいませんか」と確認していたところ、偶然覗き込んだ救急

隊員のメモに、片仮名で小さく「ホンゴウ」とあったのを見つけたのです。娘が市立病院に運ばれたことを知り、私は車のライトを点灯し、邪魔になる車はクラクションを鳴らしよけてもらい、急いで病院へ向かいました。

病院に着き、対応してくれた看護師さんは、「とにかく待ってほしい」と繰り返すばかりでした。そのとき優希は、私たちに会わせる前に傷つけられた体をきれいにしあげようという病院の皆さんの心遣いで、あの惨事の犠牲になったとは思えないほどにきれいにしていただいていた。その処置に時間が掛かったため、優希になかなか会うことができませんでした。妻と母に会い、ひっそりと静まり返る個室に案内され、優希が深い傷を負っていることを感じ取りました。息のつまるような中、無言のまま、病院側の説明を待ち続けました。

その後、1人の医師が部屋に入ってきて、私だけ別室に呼ばれ、優希の死を告げられました。そのとき私の口から発せられた、人間の壊れる音が耳から離れません。

ようやく優希に会えたのは正午を回っていました。私は現場の学校で娘の姿を求め、優希の乗せられた救急車の後ろを何度も通り過ぎていたのに、すぐそばにいる娘に気付いてやれませんでした。その場で優希を抱きしめてやれなかった。自分の愚かさを知ると共に、はっきりと分かったことがあります。「どんなに我が子を愛していようが、どんなにいつも心に掛けていようが、それだけでは決して子供の命、安全は守れない」ということを。

こんな現実、受け入れることはできない。なぜこのような事件が起ってしまったのか。なぜあそこまでの惨劇を許してしまったのか。問題点はなかったのか。犯人だけが原因だったのか。子供たちを守ってやることは本当にできなかったのか。たった1人の犯罪者のために、たった1本の凶器のために、優希を含め8人の幼い尊い命が奪われ、15人も負傷者が出たことは、防ぎようのない、単なる「運が悪かった」ということで片付けられてしまうことなのか。

優希を失い、意識も、気持ちも、人間性もボロボロに破壊されてしまいましたが、でもそこで崩れてしまうわけにはいきませんでした。そのときの優希の身に起きた全てを知っておいてやらないと、亡くなった優希に語り掛けてやれない、優希の気持ちに寄り添ってやれないと思い、警察署、消防署、病院、学校、子供たちが助けを求めて駆け込んだ学校前のスーパー等に足を運び、話を聞かせていただいたり、現場にいた子供たちの話をその保護者の方々から教えていただいたりしながら、できる限りの情報を集め、事件の状況、事件の真相を探し求めました。

そうすると、いろいろなことが明らかになってきました。事件当時、学校は校門が開放されていました。当然のごとく、警備員の配置、監視カメラの設置等、何もなされていませんでした。学校に入ってくる犯人を確認していませんでした。先生が犯人とすれ違っても、声掛けはありませんでした。犯人は殺意に満ち、興奮状態にあり、出刃包丁と文化包丁の入った緑色のビニール袋を手にしていました。

避難誘導が不適切でした。犯人が教室に侵入し、次々と子供たちが被害に遭うのを目の当たりにした先生は、犯人と小さな子供たちを残し、教室を飛び出しました。先生のいなくなった教室で、抵抗できない幼い子供たちは次々と被害に遭うこととなりました。また、その先生が警察への通報に掛かり切り、子供たちが被害に遭っていることを他の教職員に知らせなかったため、致命傷を負った子供たちは20分から30分間、放置状態となりました。

警察、救急への連絡が遅れました。救急への第一報は小学校の先生からでも警察からでもなく、重傷を負った子供が助けを求めた学校前のスーパーの店員からの通報でした。また、学校現場から救急への連絡は十分に詳細が伝わっておらず、早くに到着した救急車はスーパーに駆け付けた、たった1台。負傷者を治療できる医師は1人しか乗っていませんでした。

指示系統がなく、情報が混乱していました。情報伝達がなく、負傷した子供の確認すらできていませんでした。救護が遅れました。救命活動の遅れが多く犠牲者を生んでしまいました。過去にも同様の事件があり、行政から学校の安全管理の通達がありましたが、職員会議で紹介したのみで

通知への対応もなく、校長が代わっても引き継ぎもなく、危機管理意識、学校の安全管理意識が欠如していました。国、行政の管理監督者は通知を周知したにとどまり、実施状況を点検していませんでした。学校安全の法律もなく、責任所在が曖昧で、真実、問題点が追及・究明されず、真の再発防止策が成立しにくい状況にありました。

あの事件には予兆があり、既に警告は発せられていました。事件に先立つこと1年半、京都市伏見区の小学校で、運動場にいた2年生の児童が侵入者によって刃物で殺傷されるという痛ましい事件が起きていました。この事件を受けて、文科省(当時は文部省)から全国の教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学長に向けて、児童の安全確保、学校の安全管理を再点検し、必要な措置・方策を講じるよう通知がなされていました。しかし、学校はこの事件や事件を受けての通達を、児童に迫りくる危機があることを告げる緊急警報として読み取ることなく、外部からの侵入者に対する備えがなされていませんでした。

犯人の元死刑囚が公判で言った言葉が忘れられません。「門が閉まっていたら、乗り越えてまで入ろうとは思わなかった」。校門を閉めておく、たったそれだけのことさえなされていれば、子供たちの命が奪われずに済んだかと思うと悔しくてなりません。

安全への取組方は様々かもしれませんが、子供たちを守るためにそれぞれの地域、学校に合ったハードとソフトの両面から真剣に考えることが急務だと思います。事件後、二度と悲劇を繰り返さないために、附属池田小では17項目にわたる改善点が検討されました。

参考までに列挙しますと、

1. 侵入可能箇所、日常点検。通用門等の管理。
 2. 職員室からの視認性。
 3. 来校者証、IDカード等の着用。
 4. 来校者への声掛け。
 5. 学校独自のマニュアル。授業中のものと授業時間外のもの。
 6. 侵入時の教職員の役割分担。被害の全容把握。混乱時での児童の把握。
 7. 警察、消防署等との連携。救護と通報。児童搬送時の情報確認。
 8. 第一報の方法決定。緊急通報訓練。
 9. 校内巡視。
 10. 避難訓練。教職員のみのもものと、児童を含めたもの。危険告知と避難指示。被害者を想定したもの。
 11. 止血法、救命救急法の研修。
 12. 護身術の研修。
 13. 心のケアの研修。
 14. 緊急連絡網。
 15. 教員養成教育カリキュラム。
 16. PTSDの理解。
 17. 地域等との連携体制。
- です。

必死に探し求め、たどり着いた事件の真相は、学校の安全管理の不十分さ、危機意識の希薄さを明らかにすると共に、どうしようもない残酷な、人間の弱さを現し出しました。ふだん先生方は子供たちを大切に思い、不測の事態が起きたときには、自分が盾となり、命を懸けても子供たちを守ってやろう、と考えていてくださったことでしょう。しかし、実際に事件が発生し、極限状態に陥ったときにとった行動は、備わっていたはずの思いとはかけ離れたものとなりました。

犯人は一人でも多くの児童の命を奪おうと凶行を起しました。目の前で、次々と子供たちが刃物によって犠牲になっていけば、先生方がたとえマニュアルを熟読し、意識していても、冷静に対

処するのは余りにも難しいことでしょう。もちろん、子供たちだけではなく、先生方への被害も防がなければなりません。分かってはいるのですが、私にとって愛する我が子の命が失われていく様子は、誰にもぶつけようのない、やりきれない、終わりのない苦しみとなり続けています。

事件の大混乱の中、情報が集約されず、的確な行動がとれなかったのは学校だけではありません。警察も、救急も、行政も、保護者も同じです。「子供たちを守りたい」という気持ちだけでは守り切れない。事件の突き付けた真実です。犯人に犯行を起こせる状況、条件を与えてしまうと、被害を防ぎ切れません。犯罪の機会を与えないための予防策が必要です。不幸にして被害に遭ってしまっても、最小限に抑えることができるよう、日ごろの意識の持ち方、備えが大切になってくるのは必然かと思えます。

事件後、附属池田小は校舎を改築。死角を作らず、目が行き届くよう、透明ガラスを増やしました。監視カメラは10台。現在12台。非常ボタン、校舎内に314カ所。屋外に18カ所。フェンスの高さも、従来の倍近い約3メートルにして、侵入感知センサーを設置。附属の中高と共用する正門に詰所を設け、警備員を常駐させて、正門で来客をチェックし、敷地内を見回り、不審者の侵入や異常に目を光らせています。

事件が起きる前に、繰り返し起こっていた学校事件に対して危機意識を持ち、現状を把握し、対策をとり、安全管理を徹底していれば、事件は防げたのではないか。被害の拡大は防げたのではないか、その思いが今なお残ります。

附属池田小事件後も、世間では学校が狙われる事件が繰り返し起こり続けています。附属池田小事件の教訓が活かされていないことは残念です。

事件のほんの一部を紹介します。

2003年12月に起こった京都府宇治市の小学校児童傷害事件では、包丁を持った男が1年生の教室を襲い、男児2人が切り付けられ、負傷しました。門が開放されたままで、防犯カメラを設置していてもチェックする者もおらず、感知センサーも「音がうるさい」と切っていました。「自分の学校が襲われるとは夢にも思わなかった」、繰り返される言葉に憤りを感じます。

2005年2月、大阪府寝屋川市の小学校で、刃物を持って学校敷地内に侵入した男に対応した男性教諭が刺されて死亡するという痛ましい事件が起こりました。この事件を受けて、文部科学省は同年3月、校門を原則施錠とする学校の安全対策をより強化した指針を、全国の教育委員会に通知しています。

2008年7月、愛知県の中学校で、クラブ活動の練習を監督していた男性教諭が、校内に侵入してきた男に刺され重傷を負いました。

2011年6月、愛知県一宮市の小学校の敷地内に、包丁を持った男が侵入しているのを教諭が見つけ、警察に通報し、逮捕されました。当時、校門は登校してくる児童のために開けていて、20分後には児童が登校してくるところでした。犯人に気付くのが遅ければ、悲惨な結果を招いたかもしれません。

2013年1月、福島県南相馬市の高校の3階教室に男が侵入し、生徒6人が凶器、何か硬いものが入った袋だったそうですが、殴られ、うち2人が病院に搬送されました。

2014年5月、石川県金沢市で運動会中の小学校に刃物を持った男が侵入して、児童を襲いました。幸いにも保護者らに取り押さえられ、駆け付けた警察に現行犯逮捕されました。

2014年6月、東京都練馬区の小学校正門前で、下校中の1年生の男児3人が、男に刃物で切り付けられ、怪我をしました。その場に居合わせた学童誘導員の男性が誘導旗を手に犯人に立ち向かい、被害の拡大を防ぎました。

2017年3月、大分県宇佐市の保育園に男が侵入。サバイバルナイフを振り回し、子供1人と女性2人が怪我を負いました。

2018年6月、静岡県藤枝市、約20人で下校中だった小学4年生の男児が男に切り付けられ、重傷

を負いました。他の児童らは小学校に引き返し、職員室に駆け込みました。職員が外に出たところ、男が敷地内に入ってきたため、教員数人で取り押さえました。

2018年、これも6月。富山市で元自衛官の男が交番勤務をしていた警察官を刃物で殺害し、拳銃を奪い、約100メートル離れた小学校に向かい、正門付近で工事の警備をしていた男性に発砲し、命を奪いました。その後、犯人は小学校の敷地内で駆け付けた別の警察官に拳銃で撃たれ、現行犯逮捕されました。児童や教職員に怪我はありませんでしたが、学校の敷地内から3発の銃弾が見つかっています。

そして、今年の2019年4月、東京都の中学校で教室の机の上に棒状のものにテープで巻き付けられた刃物2本が置かれているのが見つかりました。防犯カメラには工事関係者を装い、正門から学校に侵入する男が写っていました。この時間帯、学級は教室の外で授業を受けており、教室は無人でした。

今もって繰り返される学校災害事件。大きな事件が起きるたびに、国、行政から通達が出されるものの、依然として改善されない現状を悲しく思います。

子供たちの安全を考えるに当たって、完璧なマニュアルは存在しません。それぞれの地域性や予算の問題など様々な問題があり、そこには難しさがあります。だからこそ、子供の安全を守る強い決意と知恵と努力と役割が求められます。学校現場には、最低限、各学校に合った独自の危機管理マニュアルを作り、危機意識の徹底を図っていただきたいと思います。行政には、それぞれの学校、地域において、どこに危険が潜んでいるのかを検証し、危険が感じられるようであれば予算を組み、ノウハウを伴う指導をするとともに、速やかに具体的な対策、対応を取っていただきたい。

かけがえのない子供たちの安全な環境づくりは、何よりも優先していただきたいと思います。

学校、地域の安全は、地域の皆さんの協力が必要です。住民意識の温度差、結び付きの濃淡で地域の性格は大きく違ってくるのは確かです。地域住民一人一人が子供たちの安全、学校、地域の安全に意識を持つことが大切だと思います。施設や設備だけでは、子供たちの命は守れない。近隣との連帯感を高め、地域の手で見守っていくことも大切です。地域安全ボランティアの方々との親交も大切です。

大きな事件が起きた直後は、幼い子供を持つ保護者、学校関係者、地域の皆さん、行政の皆さん、警察の皆さん、誰もが「子供が襲われるかもしれない」という危機感を共有します。ところが残念なことに、時間が経つにつれて、そういった意識も希薄になってしまうように感じます。事件を風化させることなく、悲しい出来事から学んだ教訓を生かしていかなければなりません。どんなに強く願っても、自分の命を差し出しても、失われた命は戻りません。

理不尽、不条理な形で、幼い命を奪われる子供たち。傷つき、悲しみと怒りのために人間性を破壊され、暗闇に落ちていく親たち。そんな姿はもう見たくありません。そのような思いは、私たちだけでたくさんです。危機意識のアンテナを錆び付かせることなく、大人の責任として高い危機管理意識のもと、二度と惨劇を繰り返すことのない、未来ある子供たちが安心して生きていける、安全で明るい社会づくりに向けて歩いていけることを心から願います。

さて、安全対策に至らない点はたくさんありましたが、何をおいてもあの事件の元凶はかけがえのない大切な命を奪い去った犯人の犯罪です。犯人は、自分勝手な欲望を満たすために、何の罪もない、抵抗もできない幼い子供たちに刃物を向け、未来を奪い去りました。犯人が死刑になったからといって、何の償いにもなりません。奪われた大切な命は戻らない。

犯人のしたことは、たとえ事件後、犯人が心を入れ替え、後悔し、反省し、謝ったとしても許されることではありません。奪われた子供たちの大切な命は、犯人が人の心を取り戻すための踏み台ではないのです。そして、愛する者を失ってしまった家族や友人、関係者に深く刻まれた傷は、永遠に癒えることはありません。苦しみや悲しみは永久に続くのです。

犯した罪の重さから、犯人自身も社会から生きていることを許されず、大切な命を失うこととなりました。余りにも嘆かわしく、愚かです。あのような犯罪者をこの世に生み出してはいけない。犯人の元死刑囚は、モンスターではなく実在した人間です。決して、決して許しはしませんが、生み出された背景は社会全体の問題です。幼いころの犯人に、親が、また学校、地域が愛情を持って心育てをしていれば、事件を防げたのかもしれませんが。子供は「あなたは大切な存在」と一人でも感じさせてくれる誰かがいれば変わる。そんな社会が、子供を守ることにもつながります。

残念ながら、この世の中には間違いなく、ひどい大人がいます。許されない親もいます。幼いころからずっとずっと傷つけられてきた、命の尊さなんて感じない、誰にも伝えられず、そんな思いを抱えながら生きている子供もいるでしょう。他人はもちろん、自分自身も大切にできない子供もいるでしょう。私たちはそんな子供たちに気付いてやらなければなりません。子供たちの言動に向き合い、気持ちに耳を傾けなければなりません。子供たちを見守る中で、それぞれの立場から、命の大切さを次の世代に伝えられる立派な人間に成長するよう、導いていただきたいと願います。

少し、附属池田小学校の近況に触れさせていただきます。ここ数年、安全な教育環境づくりが進む附属池田小学校に、事件当時、小学生として在籍していた学生さんたちが、大学を卒業し、社会人となり、それぞれの思いを乗り越えて、子供たちに命の大切さ、重さを伝えられる先生になりたいと教育実習生として訪れています。事件と同じことが起きたら気持ちが負けてしまうのではないかと、との学生さんたちの思いに、事件当時から在籍されている先生は「守るべきものができたら、必ず乗り越えられる」と話されているそうです。

それぞれ、深い心の傷を負いながらも、一生懸命、未来へと歩んでいる優希の先輩、同期のお友達、後輩、そして先生方の志を心から応援したいと思います。未来に向け、命を守る心、命を大切にできる心が受け継がれていくことを願います。

今、附属池田小学校敷地内の旧正門前近くには、事件後、全国から寄せられた義援金をもとに8名の児童の名前が刻まれた「祈りと誓いの塔」が建立されています。毎年6月8日には「祈りと誓いの集い」が開催され、犠牲になった児童の冥福を祈り、安全な学校づくりを誓い、優希たちの願いと共に、塔の8つの鐘が鳴らされています。

一つ、エピソードをお伝えさせていただきます。優希は4歳からピアノを習い始め、自宅近くのピアノ教室へ通い、発表会を楽しみにしていました。候補曲6曲から、弾むようなマーチの曲、「剣士の入場」という曲を「これがいい」と自分で選び、新しい楽譜を胸にスキップで家に帰ってきました。事件に遭う3日前のことです。

優希が大好きだった1年生のときの担任の先生、男の先生だったのですが、4月からは他の小学校に転勤していましたが、発表会のことを聞き、優希の代わりに弾かせてほしいと言ってくださいました。発表会で、先生は優希の順番だった4番目に登場。「プログラムにない特別演奏で、剣士の入場、本郷優希ちゃんです」とのアナウンスを受け、ピアノを弾きました。終了と同時に約150人の客席から拍手が湧き、全員で黙祷を捧げてくれました。

先生は演奏後、「甘えん坊の一方で愛嬌のあった優希ちゃんがまだそばにいるようで、1人で弾いている気がしなかった」と、思いを語られていました。私には一緒に演奏している優希と、演奏後、先生を嬉しそうに見上げ、笑顔で寄り添っている優希の姿がしっかりと見えていました。先生の温かいお気持ちに感謝の思いで胸が熱くなりました。

最後に、優希が小学1年生の終わりに、将来の夢について残している一文を紹介して、私の話を終わります。

「大きくなったら教生の先生になりたい。なぜかという、思い出がたくさんできるし、楽しいから。1年南組31番 本郷優希」

以上で私の話を終わらせていただきます。皆様のこれからのますますの御活躍を祈っております。最後まで御清聴、ありがとうございました。

(9) 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施

【施策番号240】

警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、各都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、法テラス等に広報啓発ポスターや啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けるなどし、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っている。

(10) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

【施策番号241】

警察庁においては、国民に対して犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する標語の募集を実施している。令和元年度は、約3,600件の応募の中から、最優秀賞に広島県の小学5年生伊藤志保さんの作品「支えあい 勇気を出して 私から」を選出した。同標語は、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者支援について国民に広く浸透させるためのツールとして活用している（P104トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

(11) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号242】

P 89 【施策番号209】 参照

(12) 犯罪被害者支援のための情報提供

【施策番号243】

内閣府においては、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html）を通じて提供している。

また、若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題

や「JKビジネス」問題等については、被害事例や相談窓口等の情報を、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html）を通じて提供している。

(13) 若年層に対する広報・啓発

【施策番号244】

内閣府においては、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発を行う教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体職員等を対象とする研修を実施している。

(14) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

【施策番号245】

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）にかけての2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、同期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等の女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。令和元年度は、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリーをパープルにライトアップしたほか、全国の各施設においてもライトアップが展開された。

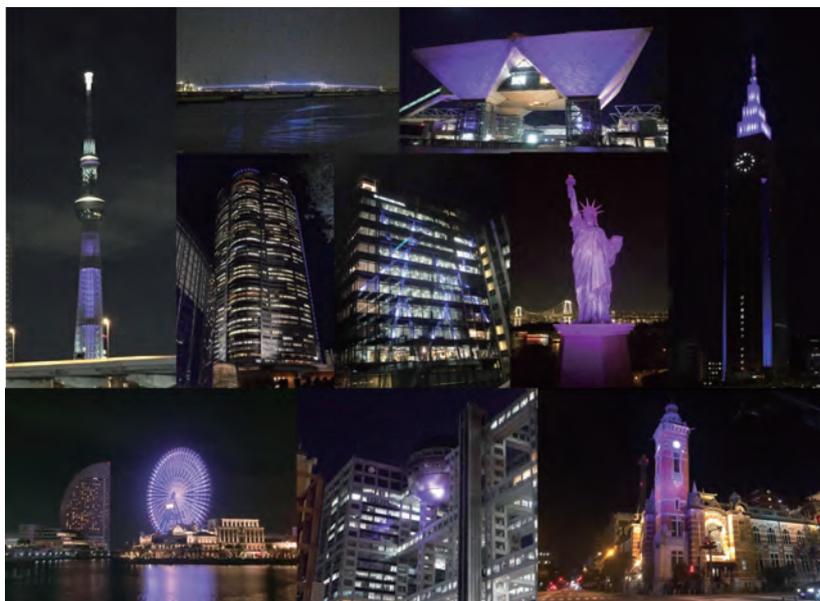
また、若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、毎年4月を被害防止月間と位置付けており、元年度も本問題について集中的に広報・啓発活動を実施した。

AV出演強要・「JKビジネス」等
被害防止月間ポスター



提供：内閣府

パープルライトアップ



提供：内閣府

【施策番号246】

イ 内閣府においては、春の全国交通安全運動（元年5月11日から同月20日）では「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」等を、秋の全国交通安全運動（同年9月21日から同月30日）では「子供と高齢者の安全な通行の確保」、「高齢運転者の交通事故防止」等を、それぞれ

重点に掲げ、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

【施策番号247】

ウ 法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、人

全国交通安全運動ポスター



提供：内閣府

人権週間ポスター



提供：法務省

権週間（毎年12月4日から同月10日）をはじめとする様々な機会に啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

【施策番号248】

エ 平成16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、同月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。令和元年度は「189（いちはやく）ちいさな命に 待ったなし」を月間標語として決定し、広報用ポスター・リーフレット等に掲載して配布したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinとっとり」の開催、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

児童虐待防止に関するポスター



提供：厚生労働省

(15) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号249】

ア P93【施策番号228】参照

【施策番号250】

イ 警察庁においては、都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、

街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等により、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援について広報啓発活動を推進するよう指導している。

【施策番号251】

ウ 警察庁においては、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者支援施策の掲載 (<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>) 等により、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努めている。

警察による犯罪被害者支援のパンフレット



【施策番号252】

エ 警察庁においては、警察庁のウェブサイト (https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html) 上に子供の性被害防止対策を掲載するなどして、少年の犯罪被害防止等に向けた情報提供に努めている。

(16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

【施策番号253】

警察庁においては、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係

府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その講演内容をインターネット等で国民向けに情報提供している（これまでに開催した講演会の講演内容は警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/joho/event/event.html#sesakukouenkai>)を参照)。

被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用するように努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用が容易となるよう、その報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/report.html>)に掲載している。

(P90【施策番号210】参照)

(17) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進 【施策番号254】

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施し、それを公表することが相当な場合には、その結果について、犯罪

(18) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護 【施策番号255】

P41【施策番号84】参照



公共交通事故被害者等支援フォーラム

公共交通にとって、安全は最大の使命であり、事故を未然に防ぐことが最も重要ですが、万が一事故が発生した時は、被害者の心に寄り添い、その支援に万全を期す必要があります。

国土交通省においては、公共交通事業者の安全意識の更なる向上及び公共交通事故被害者等支援計画の策定促進を図ることを目的に、毎年、全国10か所程度で「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催しております。フォーラムにおいては、公共交通事故被害者から経験をお話していただくほか、被害者を支援する心のケアの専門家や弁護士、公共交通事業者の被害者支援の取組例等について御講演いただくとともに、公共交通事故被害者支援室の業務内容を紹介し、公共交通事故被害者等支援計画の策定を働き掛けています。

参加した事業者からは、「被害者等支援計画の策定の必要性と、被害者側に寄り添った支援の必要性を十分認識した」、「『安全の最後の守り手は、意識しかない。』という被害者の言葉が心に残った」、「事故を発生させないよう、安全確保を第一に考えた事業運営の取組を引き続き進めたい」などといった感想が寄せられています。



(19) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号256】

都道府県警察においては、犯罪発生の状況や不審者に係る情報等の防犯情報をウェブサイト上に掲載するとともに、ウェブサイトの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなどの工夫を凝らしている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、動画をウェブサイト上に掲載している。

さらに、あらかじめ登録した住民に対して犯罪発生の状況や声掛け事案等の不審者情報等を電子メールで発信したり、防災行政無線やソーシャルメディアを活用したり、地元テレビやラジオを通じて定期的に情報を提供したり、新聞の折込チラシ等で情報提供を行ったりしている。

なお、これらの犯罪発生情報等を提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(20) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

【施策番号257】

ア 警察においては、交通事故の被害者等の実態や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進のため、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施している。令和元年中は、手記を取りまとめた冊子等を約103万部配布するとともに、講演会等を476回実施した。

【施策番号258】

イ 都道府県公安委員会による運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等を

交通事故被害者等の手記



活用しているほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

(21) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号259】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/index.html>) 等で公表し、その実態等についての周知を図っている。

(22) 交通事故統計データの充実

【施策番号260】

ア 内閣府においては、交通安全白書に、厚生統計の死者数（交通事故発生後1年以内の死者数）を含め、道路交通事故発生件数、道路交通事故による死者数、負傷者数及び負傷者数の重傷・軽傷の内訳を掲載している。

【施策番号261】

イ 警察庁においては、交通事故被害者に関する統計として、犯罪被害者白書に交通事故発生状況の推移及び交通事故死者数の月別推移を掲載するなど、その充実を図っている（P 206基礎資料10、11参照）。

トピックス

全国犯罪被害者支援フォーラム2019

警察庁では、犯罪被害者支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて、犯罪被害者支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ることなどを目的に、毎年、全国被害者支援ネットワークと共同で全国犯罪被害者支援フォーラム（以下「全国フォーラム」という。）を開催しており、令和元年度で24回目を迎えた。

同年度の全国フォーラムは、10月、東京都千代田区「イイノホール」において、「地域社会における犯罪被害者支援」をテーマに開催された。

犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰では、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官及び公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長による連名表彰等が行われた。講演では、犯罪被害者遺族の松井克幸氏から、「犯罪被害者・遺族の存在」をテーマに、被害者の心情、被害者支援の重要性（関係機関の連携）等について、自身の体験に基づき講演が行われた。

また、パネルディスカッションでは、コーディネーターとして大塚淳子氏（帝京平成大学現代ライフ学部教授）、パネリストとして齋藤梓氏（被害者支援都民センター、臨床心理士、目白大学講師）、川本哲郎氏（京都犯罪被害者支援センター副理事長、同志社大学法学部教授）及び三上佳巳氏（神奈川県小田原警察署警務課長）を迎え、「地域社会で被害者家族を支える～子どもへの中長期的支援のために～」をテーマに議論が行われた。



提供：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

コラム
8

たった一人の弟を亡くして思うこと

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
五十川 万紀

1996年9月、朝夕にはひんやりとした風が吹き始めた頃のことでした。北京大使館からの1本の電話により私達家族の人生は一変しました。

私のたった1人の弟は、その年の8月、大好きな龍笛を携えて、中国へ一人旅に発ちました。もう二度と会うことが出来なくなるなど夢にも思わず、大阪港で中国へ旅立つ弟を見送りました。

弟は、毎週末、両親に元気であることを知らせる電話を架けてきていました。当時は、今のよう

に携帯電話が普及していませんでしたので、弟からの電話だけが私達家族を繋ぐ大切なものでした。その日も家の電話が鳴り、母は「今週も電話を架けてきてくれた」と思い、受話器を取りました。

しかし、その電話は弟からではなく、北京大使館からだったのです。

北京大使館からの電話は、「弟が滞在中のホテルの部屋で死亡していた」という内容でした。弟は、北京の地で心ない強盗によりたった23年で命を奪われたのです。1本の電話からの小説やドラマの一場面のような言葉を受け入れられるはずありません。何かの間違ひではないか…、人違ひではないか…、いろいろな思いが頭の中を巡りました。

北京へ向かうための手続きをしている父の背中。泣き崩れる母の姿。耳鳴りのように離れないマスコミが鳴らし続けるインターホンの音。私の心の中で、繋がらない光景が1枚1枚の写真のように写っていました。

翌朝、北京へ向かう両親を見送り、日本に残った私は多くの方々に支えられながら弟の告別式の準備をしていました。弟の死亡を伝える大きな新聞記事。弟の死を確認したという両親からの電話。私は1粒の涙も流すことはありませんでした。その時、私は何を感じていたのか、思い出すことができません。何の感情もなかったのかもかもしれません。

4日後、弟は両親と一緒に北京から日本へ帰ってきました。私はやっと弟に会えるという安堵感のような感情を持って、弟が眠っている部屋へ向かいました。入り口まで来たとき、広い部屋の奥に横たわっている弟の姿を見た途端に足が前へ出なくなりました。父が「水を！水を！」と叫んでいる声ではっと気がつきました。一瞬、気を失ってしまったのかもかもしれません。

そして、通夜、告別式を執り行い、延べ約二千名もの方々がお別れに来てくださいました。弟の多くの友人達が歌ってくれた歌声に包まれながら、弟は自宅を離れました。私は、眠っているような弟の姿を前にして、「なぜ弟が命を落とさなくてはいけなかったの？」「なぜ！」と心の中で叫びながらも言葉にならない状況であったことが今も記憶に残っています。

私は、お参りに来てくださった多くの方々から「御両親を支えてあげてね」「万紀ちゃんがいてくれてよかった」という言葉をかけられ、私自身もそのことを当然のこととして受け止めていました。それでも両親の心の中の「息子を亡くした穴」というものは、決して私が埋められるものではありません。そのことに思い悩み、何度となく遺影の弟に助けを求めました。

たった1人の弟を亡くした悲しみをどう受け止めればよいのか。私はこの思いを誰にも打ち明けることが出来ず、自分の心に閉じ込めていきました。

溢れ出すような悲しみの中にある私達家族も現実的には月日というものが流れていきます。1年、また次の1年、毎年8月から9月にかけて、言葉で言い表せない感情に襲われ、当時の状況が何枚もの写真のようになって、私を襲ってきました。言葉には出さずとも、両親も同じような苦しみを感じていたと思います。このような1年、1年を噛みしめるように過ごし、10年程経った頃のことです。私は、「自分の存在」を受け入れられず、夜、一人で床につくと、とめどなく涙が溢れ、自分の存在を否定するような気持ちで一杯になっていました。それでも毎朝目が覚めると、息をしている自分に「今日も頑張らなければ」と言い聞かせるようにしていました。この頃も私は抱える苦しみを誰かに打ち明けるということが出来ませんでした。それは、私は弟の死を受け止め、乗り越えたと思っていたからなのかもしれません。自分の心の中で何が起きているのかを自覚することなく、過ごしていたのです。

私は被害者支援に携わる父の背を見ながら、「私も弟の死を無駄にせず、自分が出来ることをしたい」と思うようになり、京都犯罪被害者支援センターで携わる機会を与えていただきました。そ

れは弟を亡くしてから12年余り経った頃でした。

センターに関わらせていただく中で、私は徐々に自分の心の中で起こっていることに気が始めました。そして、自分には必要のないことと考えていたカウンセリングの扉を叩くことになったのです。カウンセリングでは堰を切ったように溢れ出す自分の感情に驚き、衝撃を受けました。「暴露法」という治療は、弟を亡くしてから封じ込めてきた悲しみや怒り、いろいろな感情を順序立てて整理していくものでした。

私は、一度も弟の亡骸に寄り添えなかったこと、きちんとお別れができていなかったことに気づいたのです。弟に対して謝りたい気持ちで一杯になりました。その時、私の脳裏に浮かんできたのは優しい弟の笑顔でした。つらく、苦しいカウンセリングでしたが、受けて良かったと思える瞬間でした。

その後、これまで「自分」というものを抑えて月日を送ってきた私は、しばらく「自分」を大切に時間を過ごすことが大事だと考えました。そのように考えて過ごす時間は、私に心からの笑顔をもたらしてくれました。「心が豊かになる」というのはこういうことなのかと思うようになりました。そう思えた時、長い間「頑張らなければ」と奮い立たせていた鎧のようなものを取り除くことができたような気持ちになりました。

5年以上にわたり京都犯罪被害者支援センターに関わらせていただきました。被害者遺族である私を温かく迎えてくださり、いろいろなことを教えてくださいました。また、私の話に心から耳を傾けてくださった時には、これまで感じたことがなかった「温もり」を感じたことが忘れられません。私がカウンセリングを受けようと思えたのもセンターで関わられたからこそ、できたことです。私が弟を亡くした悲しみを受け入れ、一歩前へ踏み出せたのもセンターの存在、センターの皆さんのおかげであると感じています。私は、自分を見つめ直すための時間を持つために被害者支援という立場から少し距離を置こうと考えました。そんな私を温かく送り出してくださったセンターの皆さんに心から感謝しています。

弟を亡くしてから23年余り、今でも悲しみやつらさは決して消えることはありません。しかし、私は京都犯罪被害者支援センターに関わったこと、カウンセリングを受けたこと、そして家族や友人達の支えにより悲しみ、つらさ、苦しみを受け入れることが出来るようになったことをありがたく思っています。特に弟の友人が23年間毎年9月になると弟のお参りに来ていただくとともに、私達家族を囲んで弟のこと、今の生活のことなどを話してくれます。友人の多くは結婚し、子供も生まれ、新しい道を歩んでおられますが、会話の中で新しい弟を発見したり、友人と共にいる弟に励まされ、私の被害回復の大きな助けになりました。

これまでの様々なことを受け入れ、前向きに生きていこうと思えるようになった私は、これから社会で役に立てることは何だろうかと考えています。そのために今、英会話のレッスンに取り組み、大学の通信教育課程に在学し、福祉講座を受講しています。

私に何が出来るのか、それは今私の前にある扉の向こうに広がっているのかもしれませんが。その扉を開けることができるよう、努力を重ねていきたいと思っています。

この扉の向こうに亡き弟がいるならば、今の私は笑顔で弟にこう話したいと思います。「ありがとう。改めて考えることはなかったかもしれない『生きること』について深く考えさせてくれたのは弟のおかげ。私の人生をこんなにも深く温かいものにしてくれたのも弟のおかげ。本当にありがとう…」

そして私は自分に与えられた残りの人生を亡き弟に応援してもらいながら、一日一日を大切に送りたいと思っています。

今、私は空を見上げることが出来るようになりました。私の前に広がる空は、悲しみを含みつつも真っ青な空です。

※ 「犯罪被害者の声第13集」のために、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター発行の手記集「ともしび第4集」掲載の手記に加筆修正されました。



公益社団法人全国被害者支援ネットワーク発行
「犯罪被害者の声第13集」より